

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年 1月31日

徳島県知事 殿

徳島県阿波市市場町興崎字北分 60-1
阿波市商工会 会長 児玉 敬二

徳島県阿波市市場町切幡字古田 201-1
阿波市長 藤井 正助

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：塩田 計英

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 阿波市の概要

1) 地 勢

本市は、徳島県の北部中央に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県に隣接し、東西に伸びる南面傾斜の扇状地で、総面積 191.11k m²である。

可住地面積をみると 89.78k m²で可住地面積割合は 47.0%であり、徳島県内でも平野部の多い地域である。

2) 地 形

本市は吉野川の北岸に隣接し、北に高く、南に低く、地形を大きくみると、北から南へ山地、台地、低地にわかれ、いずれも東西方向に分布している。

これは四国をほぼ東西方向に通る中央構造線とそれに平行な断層である父尾断層や神田断層等の影響を受けたものである。

また、吉野川の北岸堤防の整備により、吉野川の外水氾濫の危険性を減少させる反面、吉野川に注ぐ中小の河川の内水氾濫への脆弱性を呈する。

3) 河 川

本市の水系は、一級河川吉野川と讃岐山脈の南斜面に源を発する大小数多くの吉野川の支川からなる。これらの吉野川に注ぐ中小の河川は、いずれも南北の流路をとって山地をブロック化し、その合流部は扇状地が発達している。

これらの中小河川の流長・流域面積は小さく、河床勾配も急でほとんどが幼年谷となっているため、天井川の傾向を示しているものが多くみられる。

その一方、平坦地では、河川勾配が非常に緩やかなため、吉野川水位の影響を受けて常時冠水状態となる内水問題を持つ河川が数多くある。

4) 気 候

本市の気候は、温暖で乾燥した瀬戸内気候区に属し、県下でも温暖で少雨地域に属している。穴吹地域気象観測所における平年値(統計期間:2001~2020)では、平均気温は 15.2℃、降水量は 1539.0mm となっている。

(2) 阿波市の災害リスクとその備え

本市に大きな被害をもたらす災害としては、「南海トラフ巨大地震」と「中央構造線・活断層地震」が想定される。

特に、「中央構造線・活断層地震」の発生においては、徳島県の被害想定によると、「南海トラフ巨大地震」の約 1.8 倍の甚大な被害が想定されている。

また、風水害をみると、平成 16 年の台風 23 号の接近により、中小河川の内水及び吉野川外水の氾濫により、床上浸水 47 戸、床下浸水 311 戸の浸水被害が発生した。

このように、地震災害だけでなく、風水害や新型コロナウイルス感染症のまん延等が同時に発生することを想定した、複合災害への備えと迅速で柔軟な対応が極めて重要である。

(3) 被害状況想定表

区分	被害状況			出典	
	項目	南海トラフ巨大地震	中央構造線・活断層地震		
揺れ	震度	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度6強及び6弱 本庁舎各支所は震度6強 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度6強及び6弱、一部で7 本庁舎、各支所は震度6強 	県の想定	
人的被害	死者	100人	180人	県の想定	
	負傷者	870人	1,100人		
避難状況	避難所生活者(1週間後)	4,700人	6,700人	県の想定	
	避難所外生活者(1週間後)	4,700人	6,700人		
建物被害 火災	揺れによる全壊	1,600棟	2,800棟	県の想定	
	液状化による全壊	20棟	30棟		
	急傾斜地全壊	若干数	若干数		
	火災建物(冬18時)	若干数	若干数		
	揺れによる半壊	4,300棟	3,800棟		
	液状化による半壊	630棟	690棟		
	急傾斜地半壊	若干数	若干数		
ライフライン被害	上水道(1日後)	断水率	73%	80%	県の想定
		断水人口	28,200人	30,700人	
	電力(1日後)	停電率	53%	67%	
		停電軒数	9,700軒	12,200軒	
固定電話(1日後)	不通率	53%	67%	県の想定	
	不通回線数	6,700回線	8,500回線		
交通機能支障	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域に通行支障が発生する。(自動車での参集はできない。) 山間部の道路が通行困難となり、孤立集落が発生する。(当該地域に居住する職員の参集は、当面困難となる。) 			県の想定を参考に市独自に想定	

(4) 商工業者の状況

- 1) 商工業者数 1, 345 者
- 2) 小規模事業者数 1, 189 者

商工業者の状況

業 種	商工業者数	備 考
建設業	162	阿波市内に点在
製造業	152	〃
卸売業	22	〃
小売業	292	〃
飲食店・宿泊業	129	〃
サービス業	476	〃
その他	112	〃
合 計	1, 345	

(令和2年度徳島県商工会連合会実態調査より)

(5) これまでの取り組み

1) 市の取り組み

・防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限に止めることを目的として、防災施設の整備及び機能拡充、防災意識の啓発、教育・訓練及びその指導、要配慮者の支援、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧、復興に関する計画などを策定している。

・防災訓練の実施

平常時から備え、心構えが求められていることから、災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織、消防団との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施している。

・自主防災組織の育成、防災備品の備蓄

地震等の大規模災害に際して、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、自主防災組織づくりを進めるとともに育成強化を図っている。

また、食料・飲料水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要であるため、自ら備蓄することの必要性を市民に周知している。一方で、避難所等において、飲料水や食料、生活必需品等の応急備蓄の確保に努めている。

・阿波市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ対策等を迅速かつ的確に実施することにより、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害及び社会・経済への影響を最小限に止めることを目的として、計画を策定している。

2) 商工会の取り組み

・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業BCP

の策定促進に向けて」の小冊子配布や、防災、減災に関心のある事業者へ事業継続力強化計画作成支援のためのセミナーを行っている。

- ・ B C P 策定および事業継続力強化計画策定支援に向けた専門家派遣
従来から、B C P 策定指導を目的とした専門家派遣を実施し、B C P 作成のきっかけ作りをしている。
- ・ 地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動
毎年 1 回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促している。

II 課題

商工会においては、被災、発災について漠然としか捉えていない認識があるため、災害リスクに対する準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網等の整備については、充分確立されていないのが現状である。

また、管内小規模事業者の危機意識の不足や、緊急時の対応を指揮するノウハウをもった職員がいないため、事業者 B C P、事業継続力強化計画策定が進んでいない。

更には、市外及び遠隔地からの職員が多く、業務に従事できない事態が想定されるため、今後、市との連携も含め、徳島県商工会連合会や他の県内商工会、関係団体などと、災害発災時の協力体制の構築が必要である。

III 目標

阿波市地域防災計画に基づき、近々に発生し得る大規模災害に備え、小規模事業者等に対する災害の迅速な対策について、市、商工会が連携し、それぞれの役割を決め取り組むこととし、管内小規模事業者に対して、大規模災害の発生後、一日もはやい経済活動を開始することを目標として、次の取り組みを行う。

1) B C P、事業継続力強化計画策定支援の実施

- ・ 地域内小規模事業者に対して災害のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知することで、緊急時に事業の継続・早期復旧を図るよう計画策定の推進をする。

(5年間の計画策定目標)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業継続力強化計画	8件	9件	9件	9件	9件
BCP（入門コース）	1件	1件	2件	2件	2件

2) 被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立

- ・ 発災時における連絡体制を円滑に実施するため、本市への被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

3) 応急・復興支援を行うための連携体制の整備

- ・ 発災後一日も早い復興支援策、緊急窓口相談センターが設置できるよう、日本政策金融公庫、吉野川・美馬公共職業安定所、よろず支援拠点、徳島県商工会連合会等関係機関との連携を平時から密にし災害時に備える。

※ その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

本商工会と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前対策

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員の巡回支援時、窓口支援時に、損保会社の冊子や防災ハンドブック等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明して情報提供する。
- ・損保会社と連携し、保険見直し相談を実施し自然災害に対するリスク管理の見直し、被災時に事業再開のための費用担保について説明する。
- ・会報、ホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、BCPに取り組んだ事例紹介などを行う。

2) 本商工会の事業継続計画の作成

- ・阿波市商工会のBCPについては、令和3年度に作成済であるが、今後においても状況変化に合わせた修正を行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・協定を締結している損保会社との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介を行う。
- ・BCP、事業継続力強化計画等の作成支援について、とくしま産業振興機構と連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等についての説明、申請支援を連携して支援する。

4) フォローアップ

- ・BCP（入門コース）作成事業者に対し、内容の定期見直し支援及び専門家を交えた事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、避難場所への経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施

（2）発災後の対策

災害の発災時には、人命確保が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後すみやかに家族の安否確認を行い、通信網が使用可能なら職員間の携帯電話等で安否確認を行い連絡する。また、可能な限り大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）の把握や業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの、役職員安否情報、被害状況は市と携帯等で情報共有する。安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員参集後、被災した災害の規模等を考慮して今後の対策について協議する。

◆市と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復旧支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所の状況、ライフラインの状態を確認し、可能であれば応急対策実施の可否を確認する。

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会と市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策協議に応じた方針を決める。

（在宅時の豪雨のケース）

職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

（在宅時の大型地震のケース）

職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できてから通勤経路の確保、安全確認後に可能な者だけ出勤する。

- ・職員の多数が被災する等により応急対策が出来ない場合、市の協力体制により対策を決定する。
- ・商工会の職員参集後は、すみやかに被害状況を確認し情報共有する。出勤時、平時に被害発生の場合は、商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、市内巡回し被害状況を確認する。

（被害状況の目安は以下を想定）

大規模被害	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的大きな被害が発生している。 ・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的大きな被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

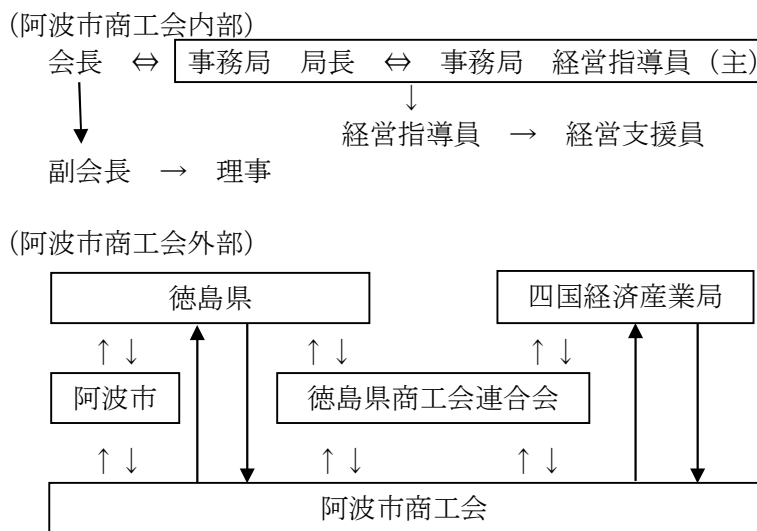
- ・本計画により、商工会と市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回連絡する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回連絡する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回連絡する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回連絡する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区の被害状況の報告を実施)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本商工会と本市は被害状況確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本商工会と本市が共有した情報を徳島県の指定する方法にて商工会又は市より徳島県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制（安否確認）



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市、吉野川・美馬公共職業安定所、日本政策金融公庫と協議する。(国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された時において、吉野川・美馬公共職業安定所、日本政策金融公庫、損害保険会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。被災により一時的な離職や廃

業も考えられるため、吉野川・美馬公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。被災した事業者、従業員やそのご家族のため、徳島県商工会連合会及び損保会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きを行い、生活資金、事業資金面を支援する。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後～ 2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員連絡網で確認 役員連絡網にて各地区の被害状況報告確認
		大まかな被害確認（職員参集可否、及び居住地から勤務地経路 被害状況確認）	
2	安全確認後～ 7日程度	直接被害の確認（非住居被害、商工関係被害）	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認（再開可否、商品原材料調達状況等）	
3	発災4日後～ 14日程度	経営課題の把握（事業再開、資金繰り、共済請求手続き等）	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り。相談窓口設置後は窓口相談。
		間接被害の確認（売上減、経費増、風評被害等）	

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。

（5）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣の商工会と互いに協力しあっていく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

III 感染症まん延による被害

新型インフルエンザは、過去のデータからすると10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルスのような感染症の全国的な蔓延は、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な被害を与えるおそれがあると同時に、事業者等への経済活動の影響は大きなものがあり、既述の自然災害と違い、事業の縮小、一時休止するなどあらゆる経済活動を停滞させるものである。

1) 新型インフルエンザ等の感染症への対策

感染症の全国的なまん延は、事業者自らの生命及び健康に重大な被害を与えるおそれがあると同時に、事業者等の経済活動に大きな影響を与えるものであり、事業の縮小や一時休止などあらゆる経済活動を停滞させるものである。

そのため、感染症蔓延下での事業の在り方を具体的に検討・判断する必要がある。

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、本市と本商工会が共有した情報は県の指定する方法において報告する。
- ・新型ウイルス感染症は、安全対策を十分に行うとともに、事業者自らの感染に細心の注意をしつつ、感染下での事業の存続について状況判断を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・本商工会の感染症対策としては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・本商工会は、市で取りまとめた「阿波市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・また、域内感染者発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した4段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、国・県・市の指導に従い対応する。
- ・本商工会において、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

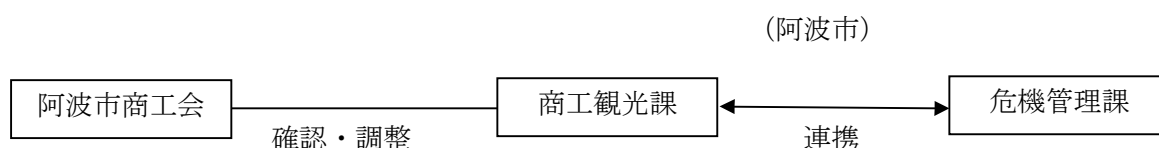
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

I 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



II 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

塩田 計英 住所 阿波市市場町興崎字北分 60-1
TEL 0883-36-5577
FAX 0883-36-5578
E-mail tsci2700@tsci.or.jp

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援

III 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会/商工会議所

阿波市商工会 住所 阿波市市場町興崎字北分 60-1
TEL 0883-36-5577
FAX 0883-36-5578
E-mail tsci2700@tsci.or.jp

(2) 関係市町村

阿波市 商工観光課 住所 阿波市市場町切幡字古田 201-1
TEL 0883-36-8722
FAX 0883-36-8762
E-mail shokokanko@awa.i-tokushima.jp

危機管理課 住所 阿波市市場町切幡字古田 201-1
 TEL 0883-36-8703
 FAX 0883-36-8760
 E-mail bousai@awa.i-tokushima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国、県、市の補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 宗実 晃弘 住所 徳島県徳島市徳島町 2-19-1
連携して実施する事業の内容
想定被害の把握の為、「ハザード情報レポート」の提供や損保商品の見直し相談、BCP、事業継続力強化計画策定への専門家派遣を想定。
連携して事業を実施する者の役割
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。また、必要に応じリスク管理として損保商品の見直し相談の実施。BCP、事業継続力強化計画作成支援のため専門家を派遣する。簡易に入手できるハザード情報レポートにより、事業所が減災、防災意識が高まる効果を期待。また、簡易キット「BCPキットくん」利用により事業継続力強化計画、BCPへの取り組むきっかけになる効果を期待する。
連携体制図等
○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼
